

20文科高第927号  
平成21年3月9日

各公立大学長  
各私立高等専門学校長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各公立大学法人の理事長  
大学を設置する各学校法人の理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放送大学学園理事長  
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長  
徳 永 保

(印影印刷)

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の一部を改正する省令等について（通知）

このたび、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第1号）」（別添1）が、平成21年2月27日に公布され、同年3月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成20年11月13日に大学設置基準等の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第35号）が公布され、複数の大学が共同で教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成、実施する仕組みが創設されたことに伴い、当該共同教育課程を編成する学科等を設置するに当たっての申請に係る様式等を新たに規定するとともに、これまでの大学等の設置に係る審査の実態に鑑み、より適切な審査を行うために必要な様式の整備等を行うものであります。また、併せて、大学の設置認可等の際における情報公開対象の拡大を図ることとしております。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文部科学省のホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1222294\\_2.xls](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1222294_2.xls)）上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1. 共同学科等の設置又は届出に係る様式の整備

大学設置基準等に定める共同学科等に係る教員基準、校地、校舎、施設・設備等の状況を記載するため、必要な様式を整備したこと。（別記様式第2号及び第3号関係）

#### 2. 基本計画書の「経費の見積り」欄の改訂

経費の見積りについて、完成年度に至る全ての年次における状況を記載するよう欄を改訂したこと。（別記様式第2号（その1）「基本計画書」関係）

#### 3. 「教員の氏名等」の様式の改訂

申請又は届出に係る組織に就任予定の専任教員の、当該大学等の職務に従事する週当たり平均日数を記載する欄を追加したこと。（別記様式第3号（その2）「教員の氏名等」関係）

#### 4. 専任教員の年齢構成・学位保有状況に係る様式の整備

申請又は届出に係る組織の教員組織（専任教員に限る）の年齢構成及び学位の保有状況に関する必要な様式を整備したこと。（別記様式第3号（その3）関係）

#### 5. 教員個人調書（履歴書及び教育研究業績書）、教員就任承諾書の氏名欄の記載方法の統一

教員個人調書（履歴書及び教育研究業績書）、教員就任承諾書の氏名欄の記載について、「自署」とするとともに、印影は、原則として、印鑑登録をしている印章により押印することとしたこと。（ただし、やむを得ない事由があるときは、省略することができる。この場合において、「氏名」は、旅券にした署名と同じ文字及び書体ですること。）（別記様式第4号及び第5号関係）

#### 6. 大学設置分科会における審査のために求めている書類の充実

大学又は高等専門学校を設置する場合の審査の際、大学設置分科会において実際に使用する書類（以下「ぬきずり抜刷」という。）に、当該大学又は高等専門学校の学則の添付を追加したこと。また、学部等の設置又は大学における通信教育の開設の届出の際、抜刷に、設置又は開設の「趣旨等を記載した書類」の添付を追加したこと。（別表関係）

#### 7. 大学の設置認可等の際における情報公開対象の拡大

文部科学大臣は、学校教育法第4条第1項の認可をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第2号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第3号。年齢及び月額基本給を除く。）並びに規則第13条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。こと。（第12条関係）

#### 8. その他

所要の規定の整備を行ったこと。

## 第2 留意事項

1. 大学等の設置等に当たっては、開設時から完成年度に至るまでの収支を見通して、適切な経費の見積りを行う必要があること。
2. 原則として、専任教員については、学生に対し適切な教育研究環境を提供する観点から、当該大学における十分な勤務日数や時間を確保できる者を充てること。
3. 大学等の教員組織については、教員の年齢構成や保有する学位等について、学位を授与する機関として相応しい構成となるよう配慮すること。
4. 認可又は届出があった場合における、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第2号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第3号。年齢及び月額基本給を除く。）の公表に当たっての具体的な手続については、別途、各大学等に通知するとともに、文部科学省のホームページで周知すること。

また、各大学等においても、学生や国民に対する情報提供の観点から、学校教育法第113条及び大学設置基準第2条等の規定を踏まえ、例えば、教員一人当たりの学生数、校地校舎面積、図書館蔵書数、教員の研究業績等の情報をホームページ等で提供するよう努めること。

(本件担当)

高等教育局大学振興課大学設置室

電話：03-5253-4111（内線3377）